

[1] 募集期間

令和元年11月25日(月)～令和元年12月27日(金)まで 大分県社会福祉協議会必着

※各養成施設にて取りまとめた申請となりますので、締切日は各養成校へ確認してください。

[2] 募集条件

貸付対象者 介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に進学希望の方で以下の要件を満たす方
①養成施設等卒業後、大分県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする方
②学業成績優秀で心身ともに健全である方

募集人数 22人

| | | |
|--------------|---------|-----------------------|
| 貸付限度額 | 修学資金 | 50,000円以内(月額) |
| | 入学準備金 | 200,000円以内(入学年度初回貸付時) |
| | 就職準備金 | 200,000円以内(卒業年度最終貸付時) |
| | 国家試験対策費 | 40,000円以内(一年度あたり) |

利息 無利子
ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

連帯保証人 申請には連帯保証人が必要です。
連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有する成年者とします。
借入申請者が未成年者の場合は法定代理人でなければなりません。

貸付期間 養成施設等に在学する期間(最長2年まで)

返還免除条件 次の要件を満たした場合は、返還債務の全額を免除します。
養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得・登録したうえで、大分県内の福祉施設等において、5年間(過疎地域は3年)継続して介護等の業務に従事したとき。

[3] 申し込みについて

募集期間内に次の書類を、進学する養成施設にご提出ください。

(申請書の様式は、大分県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。)

<申請書類>

- 1) 貸付申請書
- 2) 修学生推薦調書<第2号様式>、または修学意欲・就労意思等確認書<第2号様式-2>(学生以外)
- 3) 貸付申請に係る同意及び誓約書<第3号様式>
- 4) 住民票(申請者と連帯保証人分)
- 5) 所得・課税証明書(連帯保証人分)

※その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

[4]他の貸付制度との併用について

以下の制度との併用はできません。

- ・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度
- ・職業訓練として養成施設等に在籍する場合
- ・教育訓練給付金制度(雇用保険法)を利用して養成施設等へ修学する場合

※なお、本制度の貸付決定後に重複での借入が判明した場合は、本資金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。

[5]貸付の決定・資金交付について

・貸付の可否を「介護福祉士等修学資金貸付決定通知書」、または「介護福祉士等修学資金不承認通知書」により申請者、連帯保証人及び養成施設へ通知します。

・修学資金の交付は、養成施設への入学後に在学証明書、借用書の提出後、分割の方法により申請者が指定する口座(借受人本人名義の口座に限る)に交付します。

なお、入学準備金は修学資金の初回交付時、就職準備金は最終回交付時、国家試験受験対策費用は修学資金の上半期分とあわせて交付します。

[6]返還となる事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければなりません。

- ・養成施設等を退学したとき。
- ・養成施設等を卒業した日から1年以内に大分県において、介護福祉士等として介護業務等に従事しなかったとき。
- ・大分県において介護福祉士等として介護業務等に従事する意思がなくなったとき。
- ・業務外の事由により死亡、または心身の故障により介護業務等に従事できなくなったとき。
- ・養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士、または社会福祉士として登録しなかったとき。

[7]返還の猶予

養成施設等を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、修学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

猶予対象(以下のいずれかに該当することとなった場合。)

- ① 大分県内において特定業務に従事している場合。
- ② 貸付契約を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。(猶予期間:在学期間)
- ③ 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き他種の養成施設等*において修学しているとき。(猶予期間:在学期間)

*「他種の養成施設等」=介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設

- ④ 国家試験を受験できなかった場合、または不合格となった場合、翌年度の国家試験を受験する意思があるとき。(猶予期間:2年間。ただし、社会福祉士の場合は3年間)
- ⑤ 国家資格取得者が卒業後、特定業務に就けなかったが、1年以内に大分県内において当該業務に就く意思があるとき。(猶予期間:1年間。ただし、特定業務以外の職種に採用された者については2年間)
- ⑥ 産休・育休で休職するとき。(猶予期間:在籍する事業所が決めた期間内。ただし、法律で定められた期間を限度とする。)
- ⑦ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

[8]届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から14日以内に所定の様式に証明する書類を添えて提出して下さい。

(1) 修学中

- ・借受人の住所、氏名に変更があったとき。
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。
- ・長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。
- ・修学資金の貸し付けを辞退するとき。
- ・借受人が死亡したとき。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。

(2) 卒業後

- ・介護福祉士等の国家資格を取得したとき。
- ・特定業務に従事し始めたとき。
- ・産休・育休で休職するとき。
- ・特定業務に従事しなくなったとき。
- ・借受人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。
- ・借受人が死亡したとき。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。

[9]問い合わせ先

〒870-0907

大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金部

TEL:097-515-7771

FAX:097-515-7772

* 大分県社協のホームページに様式等掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

<http://www.oitakensyakyo.jp/>